

政府実行計画に基づく各府省庁の実施計画（案）について

令和 7 年 8 月 28 日
地球温暖化対策推進本部幹事会

1. 背景

- 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づき、政府は、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（以下「政府実行計画」という。）を策定することとされている。
- 2025 年 2 月に閣議決定した政府実行計画では、2013 年度を基準年として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を 2030 年度までに 50%削減、2035 年度までに 65%削減、2040 年度までに 79%削減することを目標とし、本目標達成のため、各種取組についても目標が設定された。
- 同計画において、各府省庁は温室効果ガスの排出の削減並びに吸収作用の保全の強化のために自ら実行する措置を定めた実施計画を策定するとともに、地球温暖化対策推進本部幹事会において、各府省庁が設定した目標が政府全体の目標達成に向け適切なものであるかどうかを確認することとしている。

2. 各府省庁の実施計画（案）の確認結果

- 各府省庁の実施計画（案）の 2030 年度、2035 年度、2040 年度の温室効果ガスの削減目標は、2013 年度比で 50%、65%、79%以上（※）であり、政府全体の目標達成に向け適切なものと評価される。（別紙参照）
※個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、デジタル庁の実施計画は、年間の温室効果ガス排出量が確認できた 2022 年度を基準として 2030 年度に 32%、2035 年度に 52%、2040 年度に 71%である。これは 2013 年度から 2030 年度に 50%、2035 年度に 65%、2040 年度に 79%削減目標に向けて順調に排出量を削減した場合の 2022 年度からの削減割合と同等であり、政府全体の目標達成に向け適切なものと評価される。

3. 今後のスケジュール

- 今後、各府省庁にて速やかに実施計画決定の手続きをとり、9月中旬を目途に、環境省のホームページにて一括して公表する。

(参考) 政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（令和7年2月18日閣議決定）（抄）

第三 政府の温室効果ガスの総排出量に関する目標

2013年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減、2035年度までに65%削減、2040年度までに79%削減することを目標とし、目標に向けて政府実行計画に盛り込まれた措置を着実に実施していく。

この目標は、各府省庁の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

なお、政府の船舶・航空機の使用に伴う排出については、温室効果ガスの排出量を左右する出動回数や距離等を制御することが治安維持や監視取締りといった事業の特性上困難であり、設備更新時の効率改善を除いて抜本的な削減が現時点では困難であることから、また、福島県内で国が実施中の東日本大震災関係の廃棄物焼却に伴う排出については、災害への対応であり、処理される廃棄物の量や性状を制御することが困難であることから、2030年度までは上記の削減目標の対象外とする。

第四 措置の内容

6 各府省庁の実施計画の策定

- (1) 各府省庁は、温室効果ガスの排出の削減並びに吸収作用の保全及び強化のために自ら実行する措置を定めた「実施計画」を策定する。
- (2)・(3) (略)
- (4) 各府省庁は、(2)に掲げた取組やその他の取組の徹底を目標とすることによって、先進的な温暖化対策技術を事業者や家庭に先駆けて率先して導入することを通じ社会全体への普及をけん引する役割を果たす。このため、2013年度を基準として、政府全体で温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減、2035年度までに65%削減、2040年度までに79%削減することを踏まえ、当該年度の削減目標を府省庁ごとに設定することとする。各府省庁が設定した目標については、政府全体の目標達成に向け適切なものであるかどうかを、地球温暖化対策推進本部幹事会において確認する。
- (5)・(6)・(7) (略)

各府省庁の温室効果ガス排出削減目標について

府省庁名	2030年度の削減目標 (%)	2035年度の削減目標 (%)	2040年度の削減目標 (%)	基準年度 (2013年度) 排出量 (tCO2/年)	目標年度 (2030年度) 排出量 (注1) (tCO2/年)
内閣官房 (注2)					
内閣法制局	-50%	-65%	-79%	260	95
人事院	-50%	-65%	-79%	1,549	702
内閣府 (注2)	-50%	-65%	-79%	42,533	7,507
宮内庁	-50%	-65%	-79%	5,401	2,700
公正取引委員会	-50%	-65%	-79%	1,072	348
警察庁	-50%	-65%	-79%	29,178	10,578
個人情報保護委員会 (注3)	-32%	-52%	-71%		14
カジノ管理委員会 (注3)	-32%	-52%	-71%		7
金融庁	-50%	-65%	-79%	3,165	1,353
消費者庁	-60%	-65%	-79%	332	133
こども家庭庁 (注4)	-50%	-65%	-79%	(502)	246
デジタル庁 (注3)	-32%	-52%	-71%		88
復興庁 (注5)	-50%			409	204
総務省	-50%	-65%	-79%	13,310	4,640
法務省	-50%	-65%	-79%	273,107	136,630
外務省	-88%	-89%	-90%	4,860	547
財務省	-50%	-65%	-79%	95,957	37,111
文部科学省	-50%	-65%	-79%	6,076	3,029
厚生労働省	-50%	-65%	-79%	89,848	44,402
農林水産省	-50%	-65%	-79%	45,477	17,131
経済産業省	-50%	-65%	-79%	15,430	7,040
国土交通省	-50%	-65%	-79%	297,106	127,253
環境省	-88%	-89%	-90%	8,270	948
防衛省	-50%	-65%	-79%	1,266,100	633,050
会計検査院 (注6)	-50%	-65%	-79%	3,287	1,131
合計	-50%	-65%	-79%	2,202,728	1,036,886

- 注1 各府省庁の実施計画中の温室効果ガス排出削減計画の値によるもの。2030年度以降については、取組の進捗状況や排出削減技術の利用可能性等の状況を踏まえ、適切な時期に削減目標と整合する排出削減計画を定める。
- 注2 内閣官房及び内閣府は、この2つの機関を合わせての目標を設定している。
- 注3 個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、デジタル庁は、年間の温室効果ガス排出量が確認できた2022年度を基準として目標を設定している。
- 注4 こども家庭庁は、国立児童自立支援施設の2013年度排出量を基準として、目標を設定している。なお、当該排出量は、当時の所管省庁である厚生労働省の基準年度排出量に含まれている。
- 注5 復興庁は、東日本大震災からの復興に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ること等を任務として設置された時限付きの行政組織であることから、その設置期限を考慮し、本計画は2030年度までの期間を対象とする。
- 注6 会計検査院は、憲法上の独立機関であるため実施計画の策定対象外であるが、これまでの取扱いと同様、政府実行計画に参加している。